

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

法人税法、地方税法施行令及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、これらの法令の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

(1) 法人税法の改正に伴うもの

第四百四十五条の五 ↓ 第四百四十五条の十三

(2) 地方税法施行令の改正に伴うもの

附則第十条の二の二第八項 ↓ 附則第十条の二の二第九項

附則第十条の二の二第十項 ↓ 附則第十条の二の二第十一項

(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正に伴うもの

第二条第九項 ↓ 第二条第十項

2 施行期日

令和七年七月二十二日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

(1) 1の(3) 令和七年九月一日

(2) 1の(1) 令和八年四月一日